

# 豊島区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年4月（改定）

豊 島 区

## 1 目的

豊島区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、豊島区耐震改修促進計画（以下、「促進計画という。」）で掲げた目標を達成させるため、対象となる建物所有者に対し住宅の耐震化に関する理解を深めてもらうことにより、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

## 2 位置付け

このアクションプログラムは、促進計画の第3章3.「建築物の耐震化支援」（1）「住宅の耐震化支援」に基づき策定する。

## 3 対象区域

対象区域は、豊島区全域とする。

## 4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として平成12年5月31日以前に建築された階数が2以下の木造住宅（一戸建て）で、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。

※昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築されたもの（新耐震基準）は在来軸組工法であること。

## 5 取組期間

取組期間は、令和4年度から令和7年度までの4年度間とし、次回改定は、促進計画に倣って改定を行うものとする。ただし、社会経済状況の変化等によって必要に応じた改定をすることとする。

※新耐震基準の木造住宅については、令和17年度末までとする。

## 6 取組内容

### (1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

年度ごとに訪問地域を決め、職員を中心とした戸別訪問等の方法により、パンフレット等を用いて耐震化の助成制度の説明等を行う。

住宅の種類	対象戸数※
昭和56年5月31日以前に建築されたもの	約5,500戸
昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築されたもの	約1,900戸

※耐震性が不十分な戸数

### (2) 耐震診断支援をした住宅に対して耐震改修を促す取組

区の助成事業を利用し、耐震診断を行った建築物で、その後、改修等が行われていない住宅所有者に対し、助成制度の周知等により、耐震改修等を促す。

### (3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み

改修事業者等の技術力向上のための講習会等を東京都と連携し実施し、その参加者のリストをHP上で公開し、住宅所有者へ情報を提供する。

### (4) 耐震化の必要性に係る普及・啓発

豊島区建築士事務所協会等や区の他部署と連携を密にし、耐震化相談会等を開催し普及・啓発等を行う。

## 7 実績の公表

戸別訪問、耐震化相談会等、耐震診断及び耐震改修工事費助成の実績は、豊島区のホームページにより公表するものとする。